

3. 子どものための手当における 施設入所児童等への取り扱い について

平成 24 年度以降の子どものための手当制度等について

1. 児童手当法の一部を改正する法律案について

- 児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している子どもについても、「施設入所等子ども」に追加。
- 児童相談所には、以下の点について協力をお願いしたい。
 - ① 該当する子どもを市町村がきちんと把握出来るように関係市町村への情報提供
 - ② 施設や子どもの保護者等に対する周知の協力

- 平成 24 年度以降の子どものための手当制度については、今国会に「児童手当法の一部を改正する法律案」を提出し、ご審議いただいているところ。(平成 24 年 1 月 27 日提出)
- 現行の子ども手当で、児童福祉施設等に入所している子どもにかかる手当については施設等の設置者に支給することとなったが、来年度以降もこの仕組みを踏襲。
- 一方、平成 24 年 6 月から、新たに、児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している子ども(児童福祉法第 27 条第 2 項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る)についても、「施設入所等子ども」として、指定医療機関の設置者に対して支給。
 - ※ 当該子どもに係る認定請求については半年間(～11 月末日)の申請猶予期間を設定
- 支給事務を行う市町村では該当する子どもを把握する必要があり、児童相談所から都道府県を通じて当該子どもの情報を提供願いたい。
- 具体的には、指定医療機関へ委託措置又は委託措置の解除をした際に、子どもの氏名、措置決定日、保護者の氏名等について、児童相談所から都道府県の手当担当部局に情報提供いただき、手当担当部局から保護者の所在地等の市町村に対して情報提供する仕組みを予定している。
 - ※ 現行の子ども手当で児童福祉施設等に入所している子どもの情報提供と同様
- 特に 6 月のスタート時は、現に措置により入院している子どもの情報をまとめて情報提供いただくようお願いしたい。
- また、施設や児童の保護者等への制度の周知等については、一義的には国、都道府県、市町村の手当担当部局で行うこととなるが、施設や保護者等と日頃連絡する機会のある児童相談所でも、手当担当部局から要請があった際はご協力いただくようお願いしたい。

児童手当法の一部を改正する法律案の概要

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とする。

概要

(1) 題名 : 「子どものための手当の支給に関する法律」に改正

(2) 子どものための手当の支給額

① 所得制限額未満である者

3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額1万5千円
中学生	月額1万円

② 所得制限額以上である者

月額5千円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(3) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2 : 1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所屬庁の負担とする。)

(4) その他 ※ 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定

- ① 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ② 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ③ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
- ⑤ 保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

施行期

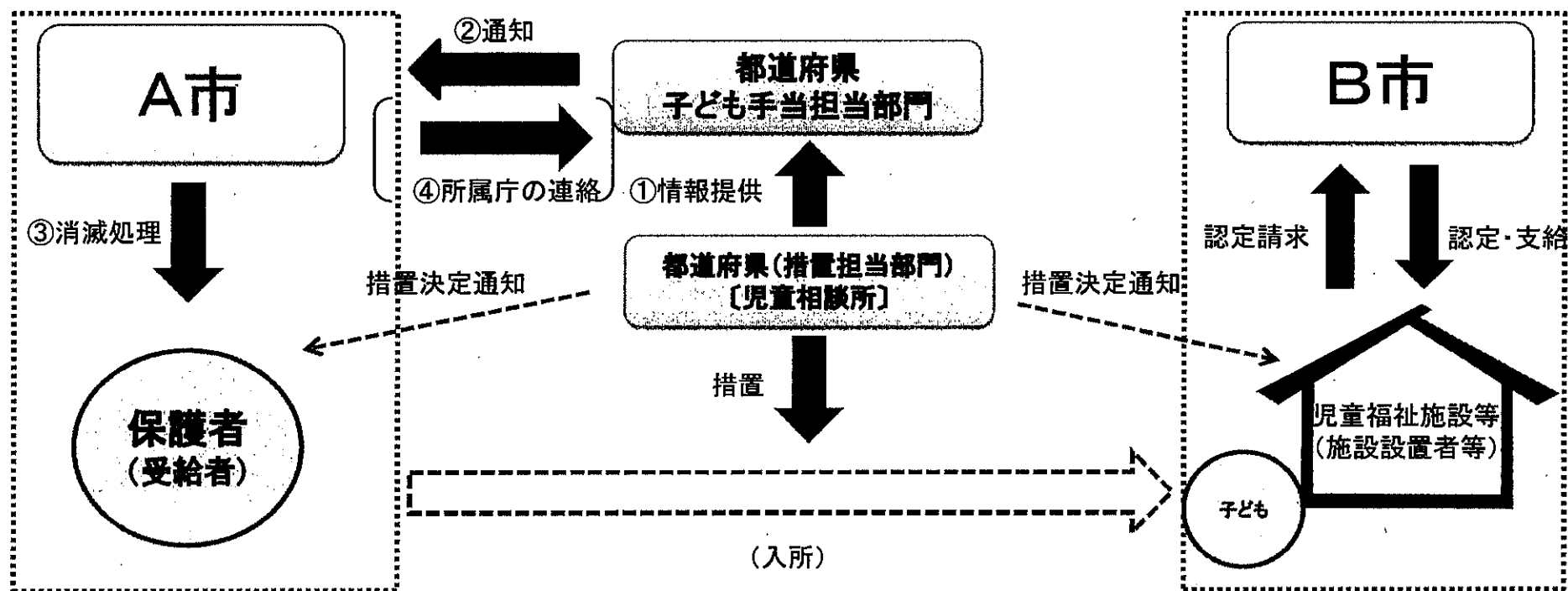
平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

現行(23年度特別措置法)と来年度以降(政府提出法案)の手当制度の比較(主な項目)

項 目	現行(23年度10月～3月)	来年度以降(政府提出法案)
支給額(月額)	3歳未満 1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 1万5千円 中学生 1万円 ※施設入所等子どもについては、3歳未満1万5千円、3歳以上中学校修了前1万円(一律)	(所得制限未満) 3歳未満 1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 1万5千円 中学生 1万円 ※施設入所等子どもについては、3歳未満1万5千円、3歳以上中学校修了前1万円(一律) (所得制限以上) 月額5千円(一律)
所得制限	なし	あり(平成24年6月～) ・年収960万円(夫婦・子ども2人)を基準
施設入所等子ども	里親若しくは小規模住居型児童養育事業者に委託され、又は児童福祉施設等に入所している子ども	左記に加え、指定医療機関に入院している子ども(児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る。)を対象に追加(平成24年6月～)
婦人保護施設等に親子で入所している場合の受給者	・親が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した者である場合→親 ・親が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者の場合→施設の設置者等	・親が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した者である場合→親 ・親が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し18歳に達する日以後最初の3月31日の間にある者の場合→親(平成24年6月～) ・上記以外の場合→施設の設置者等
申出により手当から徴収できる費用	・保育料(※申出によらない特別徴収も可) ・学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用	・保育料(※申出によらない特別徴収も可) ・学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用 ・保育料に類する費用(延長保育料、休日保育料等を予定)
受給者になり得る未成年後見人	・1人(私人のみ)	・左記に加え法人の選任可。また、複数人の選任も可 → うち生計を維持する程度の高い者
法施行時の申請手続き	全ての対象者について申請が必要(平成24年3月末までに申請すれば平成23年10月分から支給)	・認定みなし(申請・認定は不要) ・6月の現況届は全ての受給者について提出が必要

(参考)施設入所等子どもに係る子ども手当支給事務について(現行の仕組み)

入所時(措置入所の場合)



【事務の流れ】

- ① 都道府県の措置担当部門(児童相談所)は、児童を措置した際、子ども手当担当部門に対して措置児童に係る情報(措置年月日、児童の氏名、児童の住所(措置前)、保護者の氏名・住所、(保護者が公務員であり、勤務先を把握している場合は所属庁))を提供

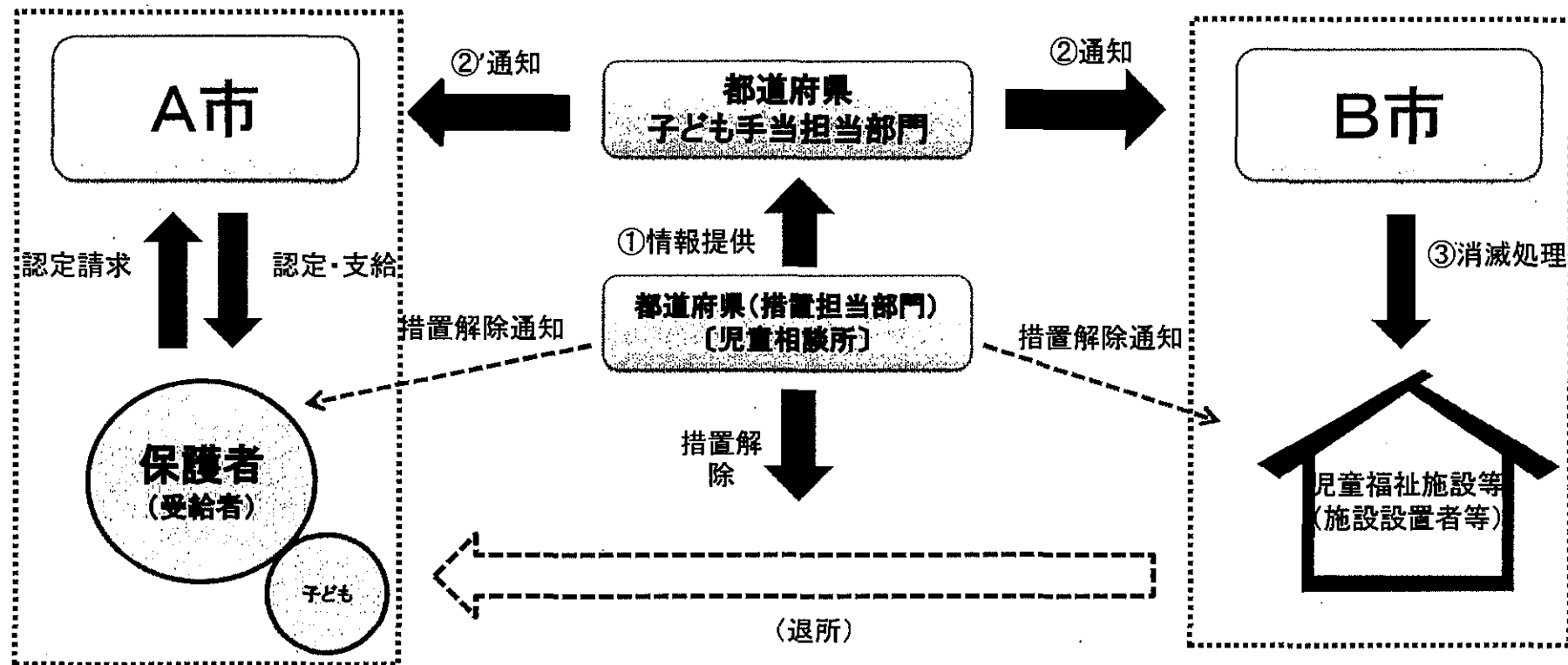
※施設設置者等への支給の対象とならない短期間の措置の場合は、情報提供は不要

- ② 都道府県の子ども手当担当部門は、保護者の住所地の市町村(A市)に対して、措置児童に係る情報を通知
- ③ 通知を受けたA市は、保護者(=受給者)の消滅処理等を行う

- ④ A市自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、A市は当該保護者の所属庁の確認に努め、所属庁の名称を都道府県に報告する → 報告を受けた後の都道府県及び所属庁の事務は上記②及び③に準じる

※ A市が消滅処理を行った後に、当該保護者が他の市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ連絡を行う

退所時(措置入所の場合)



【事務の流れ】

- ① 都道府県の措置担当部門(児童相談所)は、児童を措置解除した際、子ども手当担当部門に対して措置児童に係る情報(措置年月日、児童の氏名、児童の住所(措置前)、保護者の氏名・住所、施設・里親等の所在市町村)を提供
- ② 都道府県の子ども手当担当部門は、児童福祉施設・里親等の所在地の市町村(B市)に対して、措置児童に係る情報を通知
- ②' また、保護者の住所地の市町村(A市)に対しても②と同様に通知(保護者から申請があった場合、A市が適切に認定できるようにする)。保護者が公務員である場合は、所属庁に対して②と同様に通知する。
- ③ 通知を受けたB市は、児童福祉施設等設置者(=受給者)の消滅処理等を行う

2. 子ども手当特別措置法に基づく子ども手当の申請勧奨について

- 平成23年10月から始まった現行の子ども手当の申請期限は本月(平成24年3月)末までとなっている。(期限内に申請を行えば、10月分まで遡って手当を支給)
- 10月以降に支給対象なる子ども(中学生以下の子ども)がいる児童福祉施設等については、所在地の市町村へ申請する必要がある。また、申請後に新たに子どもを受け入れた場合は、額改定にかかる申請が必要となる。
- 申請期限まであと2週間余りとなっており、日頃から里親や児童福祉施設等と連絡をとっている児童相談所でも、子ども手当担当部門と連携のうえ、児童福祉施設等に対して個別に申請状況を確認し、万が一申請していない場合は、速やかに所在地の市町村への申請を呼びかけるなど、特段のご協力をお願いしたい。

中学校卒業までのお子さんを受け入れている
里親・児童福祉施設等の皆さまへ

10月からの「子ども手当」 申請はお済みですか？

平成24年3月までに
必ず申請してください!!

- ◆ 平成23年10月から、児童福祉施設等(※)に入所している0歳～中学校卒業まで子どもの「子ども手当」は、施設の設置者等に支給されることとなっています。

※対象となる施設等

小規模住居型児童養育事業者、里親、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、婦人保護施設

- ◆ 10月分からの子ども手当を受け取るためには、施設等の所在地の市町村へ申請する必要があります。

- ◆ 申請の **期限は平成24年3月末(※)まで** です。

※ 平成24年3月31日は土曜にあたるため、市町村窓口が閉庁日の場合、前日まで
にお願いします。

期限までに申請を行わなかった場合は、

手当を受け取ることができなくなります!!

その他の主な手続き（既に当初の申請がお済みの場合）

- 当初の申請後、新たに支給対象となる子どもを受け入れた
→ 額改定認定請求(増額)
- 当初の申請後、支給対象となる子どもが退所した
→ 額改定届(減額)

詳しくは、施設等の所在地の市町村へお問い合わせください。

